

後期高齢者医療保険料額（変更）決定通知書の公示送達について

別紙名簿の被保険者に係る後期高齢者医療保険料額（変更）決定通知書について、当該納付義務者の住所及び居所が明らかでないため、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定に基づき後期高齢者医療保険料額（変更）決定通知書の公示送達を行います。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、後期高齢者医療保険料額（変更）決定通知書の送達があったものとみなされます。

なお、後期高齢者医療保険料額（変更）決定通知書はお住まいの市・区役所、町村役場の所管課にて保管し、申出があれば送達を受けるべき納付義務者に交付します。

平成30年 1月 10日

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田

